

会員通知 第52号
平成18年 6月 1日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 伊藤 義郎

「定款」の一部改正について

本所は、別紙のとおり「定款」の一部改正を行い、本所が定める日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、本年5月1日に「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が施行されたことに伴い、定款において使用している字句の修正等を行うものです。

なお、「本所が定める日」は、平成18年6月1日といたします。

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会員の定款、<u>資本金</u>の額、役員または他の者との共同関係もしくは支配関係)</p> <p>第9条 本所は、会員の定款、<u>資本金</u>の額、役員または他の者との共同関係もしくは支配関係が本所の目的および組織にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員を審問のうえ、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により、理由を示して、その変更を請求することができる。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(会員の定款、<u>資本</u>の額、役員または他の者との共同関係もしくは支配関係)</p> <p>第9条 本所は、会員の定款、<u>資本</u>の額、役員または他の者との共同関係もしくは支配関係が本所の目的および組織にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員を審問のうえ、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により、理由を示して、その変更を請求することができる。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(合併等について承認を受ける義務)</p> <p>第20条 会員は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ本所の承認を受けなければならない。ただし、本所が、理事会の決議により、北海道内に本店がない会員について、本所に届け出ることをもって足りると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 分割による<u>事業</u>の全部若しくは重要な一部の他の会社への承継又は他の会社からの承継</p> <p>(3) <u>事業</u>の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受け</p> <p>2 (略)</p>	<p>(合併等について承認を受ける義務)</p> <p>第20条 会員は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ本所の承認を受けなければならない。ただし、本所が、理事会の決議により、北海道内に本店がない会員について、本所に届け出ることをもって足りると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 分割による<u>営業</u>の全部若しくは重要な一部の他の会社への承継又は他の会社からの承継</p> <p>(3) <u>営業</u>の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受け</p> <p>2 (略)</p>
<p>(他の会員の役員又は従業員からの受託の制限)</p> <p>第33条 正会員は、他の会員の役員<u>(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条において同じ。)</u>又は従業員である者から、当該役員又は従業員が当該他の会員の役員又は従業員であることを知りながら、本所の市場における有価証券の売買の委託を受</p>	<p>(他の会員の役員又は従業員からの受託の制限)</p> <p>第33条 正会員は、他の会員の役員又は従業員である者から、当該役員又は従業員が当該他の会員の役員又は従業員であることを知りながら、本所の市場における有価証券の売買の委託を受けることはできない。ただし、当該他の会員から書面若しくは電子情報処理組織を使用す</p>

けることはできない。ただし、当該他の会員から書面若しくは電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ている場合又は投資信託受益証券の売買の委託を受ける場合は、この限りでない。

(脱退申請会員の合併等の場合における有価証券の売買)

第43条 本所は、脱退申請会員が、その脱退と同時に、会員として加入する者又は他の会員に合併され、分割により事業を承継させ若しくは事業を譲渡する等の場合で、その本所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引の未決済のものを整理させる必要がないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該脱退申請会員の本所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止しないことができる。

(会員の定款等が不適当な場合の処置)

第51条 本所は、会員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該会員を審問のうえ、理由を示して、会員権の停止その他本所が必要かつ適当と認める処置を行うことができる。この場合において、当該処置が会員権の停止であるときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行うものとする。

(1) 会員が第9条の規定による定款、資本金の額、役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係の変更請求に応じないとき。

(2) ～ (4) (略)

る方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ている場合又は投資信託受益証券の売買の委託を受ける場合は、この限りでない。

(脱退申請会員の合併等の場合における有価証券の売買)

第43条 本所は、脱退申請会員が、その脱退と同時に、会員として加入する者又は他の会員に合併され、分割により営業を承継させ若しくは営業を譲渡する等の場合で、その本所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引の未決済のものを整理させる必要がないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該脱退申請会員の本所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止しないことができる。

(会員の定款等が不適当な場合の処置)

第51条 本所は、会員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該会員を審問のうえ、理由を示して、会員権の停止その他本所が必要かつ適当と認める処置を行うことができる。この場合において、当該処置が会員権の停止であるときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行うものとする。

(1) 会員が第9条の規定による定款、資本の額、役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係の変更請求に応じないとき。

(2) ～ (4) (略)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。